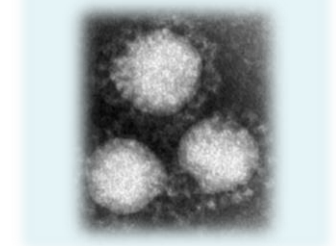


# コロナウイルス感染症について

- 中国湖北省武漢市において、昨年12月以降、病原体不明の肺炎患者が発生し、後にそれが新型のコロナウイルスによるものと判明した。
- コロナウイルスとは、一本鎖(+鎖)RNA※で構成されたウイルスである。  
※二重らせんを形成していないRNA
- コロナウイルスには、いわゆる風邪の原因となる4種（HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1）と、重症肺炎を引き起こす2種（SARS-CoV, MERS-CoV）が知られている。
- 表面に存在する突起が王冠(crown)に似ていることから、ギリシャ語にちなみコロナcoronaと名付けられた。

<コロナウイルス>



感染経路		臨床症状	治療・予防
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HCoV-229E</li> <li>・ HCoV-OC43</li> <li>・ HCoV-NL63</li> <li>・ HCoV-HKU1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○咳、飛沫、接触による感染。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○潜伏期間は2～4日。</li> <li>○主に鼻炎、上気道炎、下痢等を引き起こす。</li> <li>○通常は重症化しない。</li> </ul>	<p>&lt;治療&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定の治療法はなく、対症療法で治療。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SARS-CoV</li> <li>・ MERS-CoV</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SARSは上記に加え便にも注意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○潜伏期間は2～10日（SARS-CoV）、2～14日(MERS-CoV)。</li> <li>○上記症状に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SARSでは高熱、肺炎、</li> <li>・ MERSでは高熱、肺炎、腎炎を起こしうる。</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;予防&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有効なワクチンはない。</li> <li>○手指や呼吸器の衛生、食品衛生の維持を心がける。</li> <li>○咳、くしゃみなどの呼吸器症状を示す人との密接な接触を避ける。</li> </ul>

# 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月27日 14:00時点

	中国(※)	タイ	韓国	台湾	ベトナム	シンガポール	フランス	米国	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カナダ	日本
患者数	2744名	8名	4名	4名	2名	4名	3名	5名	4名	4名	1名	1名	4名
死亡者数	80名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

(※) 中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症よる死亡例は、中国での80例。
- 日本での感染者1例については、1月15日に症状が軽快し退院。
- 我が国で、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目が確認されたところ。

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによる助言の概要（速報）

2020年1月23日  
(ジュネーブ時間)

## 経緯

- 2020年1月22-23日に開催された緊急委員会では、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」は、時期尚早であるとの意見が複数の委員から出された。
- 委員からの様々な意見を踏まえ、緊急委員会は助言を発表した。

## 重要な要素

- ヒト-ヒト感染の発生は確認されたこと
- 一つの医療機関で感染拡大があったこと
- 患者のうち25%が重症であったこと
- 感染源は不明
- ヒト-ヒト感染の程度については未だ不明

## 助言の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 封じ込めのために、積極的なサーベイランス、早期発見、患者の個室管理、適切な管理、接触者の健康観察等を含む対策を実施し、WHOにデータを共有すること。
2. ヒトへの感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
3. WHOの渡航勧告※に従うこと。

(※ 手洗いの徹底やマスクの着用など一般的な感染症対策を行うこと、海外渡航の制限はしないこと。)

# 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応について

## 1/21 関係閣僚会議決定

### <水際対策>

- **感染のリスクが高い地域**からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。

### <国内サーベイランス>

- 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に**国立感染症研究所での検査**する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。

### <情報提供>

- 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、**世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集**に最大限の努力を払う。
- **国民に対して**、引き続き**迅速かつ的確な情報提供**を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。

## 1/23 新たな検疫等の対策強化パッケージ

### <水際対策>

- **中国からの全ての航空便**（※）において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、航空会社に要請。

### <医療体制>

- 武漢市以外に流行が拡大した場合には、その**流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際**にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、**保健所と連携して疑似症サーベイランス**（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

### <国内サーベイランス>

- 国立感染症研究所で実施している検査について、**全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるよう**に体制を整備
- 特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起の通知を発出

### <情報提供>

- **宿泊施設に対し**、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合の**対応の周知**を図る。
- 新型コロナウイルス関連肺炎に関する**Q&A**を発出し、**広く国民に情報提供**を行う。

# 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

## 概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令案  
検疫法施行令の一部を改正する政令案

## <参考>

**指定感染症:** 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)  
**検疫感染症:** 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)

# 感染症法の対象となる感染症の概観とその措置

分類		実施できる措置等	分類の考え方	必要性	
一類感染症		<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> <li>交通制限等の措置が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒトからヒトに伝染。</li> <li>感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断。</li> </ul>	国内での発生・拡大が想定され、又は発生・拡大した場合の危険性が大きいと考えられる感染症であり、感染拡大を防止するため。	
二類感染症		<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> </ul>			
三類感染症		<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> </ul>			
四類感染症		<ul style="list-style-type: none"> <li>動物等への措置を含む消毒等の措置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>動物等を介してヒトに感染。</li> </ul>
五類感染症		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民や医療関係者への情報提供</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>その他国民の健康に影響</li> </ul>
新型インフルエンザ等感染症		<ul style="list-style-type: none"> <li>対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等</li> <li>対物：消毒等の措置</li> <li>政令により一類感染症相当の措置も可能</li> <li>感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの。</li> <li>かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。</li> </ul>		
指定感染症 (※)		<ul style="list-style-type: none"> <li>一～三類感染症に準じた対人、対物措置</li> <li>※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既知の感染症で一から三類感染症と同様の危険性のあるもの。</li> </ul>	国内での発生・拡大を想定していなかった感染症について、実際に発生又はその危険性があるとき迅速に対応するため。	
新感染症	当初	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒトからヒトに伝染する未知の感染症。</li> <li>危険性が極めて高い。</li> </ul>	未知の感染症について、万が一国内で発生したときの対応について法的根拠を与えるため。	
	要件指定後	一類感染症に準じた対応			

## 検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

類型	実施する措置	
検疫感染症	2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※隔離・停留先は医療機関
	2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※停留は宿泊施設でも可能。
	2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア	質問、診察・検査、消毒等 (隔離・停留はできない。)
法34条に基づき政令で指定する感染症 (34条)	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関	